

514



別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

7 年 11 月 25 日

群馬県知事 あて

主たる事務所 群馬県渋川市中村
所 在 地 180番地
名 称 医療法人社団大谷内科
クリニック
理 事 長 大谷 紀夫

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年 9月1日 至 令和7年 8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 大谷内科クリニック

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 群馬県渋川市中村180番地

(3) 設立認可年月日 平成10年 2月25日

(4) 設立登記年月日 平成10年 3月11日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業者コード	開設場所	許可病床数
診療所	大谷内科 クリニック	1011110234	群馬県渋川市中村180番地	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 1 0 月 1 9 日 令和 5 年度決算の決定

令和 6 年 1 0 月 1 9 日 理事及び監事の選任

令和 7 年 8 月 1 0 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

様式2

※医療法人整理番号

法 人 名 医療法人社団大谷内科クリニック

所 在 地 群馬県渋川市中村180番地

財 産 目 録

(令和 7年 8月31日現在)

1. 資 産 額	149,438 千円
2. 負 債 額	26,585 千円
3. 純 資 産 額	122,853 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	93,398
B 固 定 資 産	56,040
C 資 産 合 計 (A+B)	149,438
D 負 債 合 計	26,585
E 純 資 産 (C-D)	122,853

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法 人 名	医療法人社団大谷内科クリニック
所 在 地	群馬県渋川市中村180番地

貸 借 対 照 表

(令和 7年 8月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	93,398	I 流動負債	5,646
II 固定資産	56,040	II 固定負債	20,939
1 有形固定資産	55,156	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	80	負 債 合 計	26,585
3 その他の資産	804	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	112,853
		繰越利益積立金	112,853
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	122,853
資 産 合 計	149,438	負債・純資産合計	149,438

(注)経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法 人 名	医療法人社団大谷内科クリニック
所 在 地	群馬県渋川市中村180番地

損 益 計 算 書

(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	119,875
2 事業費用	113,204
本来業務事業利益	6,671
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	6,671
II 事業外収益	3,654
III 事業外費用	8
経常利益	10,317
IV 特別利益	0
V 特別損失	3,520
税引前当期純利益	6,797
法人税等	1,334
当期純利益	5,463

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人社団 大谷内科クリニック
所在地 群馬県渋川市申村184番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大谷 紀夫	医師	設立時設備資金 等の借入		0	役員等長期借入金	18,938

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

毎期、200万円を返済することとしている。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団大谷内科クリニック

理事長 大谷 紀夫 殿

私は、医療法人社団大谷内科クリニックの令和6会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月19日

